

防犯カメラ機器あんしんサポート利用規約

第1条 本規約の目的

1. 本規約は、T.Ncrew 株式会社（以下「当社」といいます）がお客様に販売し、設置工事を行った防犯カメラ機器（以下「本機器」といいます）について、当社があんしんサポート（以下「本サポート」といいます）を提供するにあたり必要な条件を定めることを目的とします。
2. お客様と当社は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、各々誠実に本規約を履行するものとします。

第2条 本サポートの利用申し込み

1. お客様は、本規約の内容を承諾の上、当社所定の申込書を当社に提出する方法その他の当社所定の方法により本サポートの利用申し込みをします。
2. お客様は、本機器1台につき、一つの利用申し込みをするものとします。
3. お客様は、当社所定の変更申込書により申込書記入内容の変更を求めることができます。この場合の当社の変更承諾は、第4条（利用申し込みの承諾または不承諾）に準じて行います。

第3条 利用申し込み可能期間

お客様は、本機器を購入した日から起算して7日以内に限り、本サポートの利用申し込みをすることができます。

第4条 利用申し込みの承諾または不承諾

1. 当社は、お客様から本サポートの利用申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾し、その旨をお客様に通知します。この承諾通知をもってお客様と当社の間で本サポートの利用契約が成立するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合には、当社はお客様の申し込みを承諾しないことがあります。
 - ① 本サポートを提供することが著しく困難なとき
 - ② お客様が本サポートの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき
 - ③ お客様が申し込みの際に虚偽の事項を申告したとき
 - ④ 当社の業務遂行上、著しい支障があるとき
 - ⑤ お客様が第19条（反社会的勢力の排除）または第20条（禁止事項）に違反したと

き

⑥ その他、当社が不相当と認めたとき

第5条 本サポートの利用開始日および最低利用期間

1. 当社が本機器の設置工事を完了した日を本サポートの利用開始日とし、当社は本機器ごとの利用開始日から本サポートの提供を行います。
2. 本サポートの最低利用期間は、利用開始日が属する月の翌月から3年間とします。当該期間中にお客様が本サービスの利用を終了する場合、当社の責に帰すべき事由により利用を終了する場合を除き、お客様は当社に対し違約金を支払うものとします。
3. 前項の違約金は、最低利用期間の残月数分の月額料を基準に別途当社が定めるものとします。

第6条 本サポートの内容

1. 当社がお客様に提供する本サポートの内容は、本条に定めるとおりとします。
2. 当社は、第7条に定める本サポートの提供対象となる本機器の故障、全損または一部破損（以下「故障等」といいます）が生じた場合、次の各項に従い、お客様からの申し出に応じて、お客様に対し交換用機器の提供と交換工事を行います。
3. 当社は、お客様から故障等の申し出を受けた場合、かかる申し出内容を精査し、第7条に定める本サポートの提供対象となる故障等であり、かつ、第8条に定める本サポートの提供対象とならない場合に当たらないと判断した場合に、本機器の設置場所で交換工事を行います。
3. 交換用機器については、原則として、故障等した本機器と同一機種とします。ただし、在庫不足等により、同一機種の提供が困難な場合は、別途当社が指定する機器を提供するものとし、お客様はかかる取扱いに異議を唱えないものとします。また、交換用機器は、本機器の製造者が第三者などから回収して修理し、筐体を交換し新製品の出荷時と同様の状態に初期化した機器が含まれます。
4. 交換のため設置した本機器はお客様の所有物になり、交換のため撤去した本機器は当社の所有物になります。
5. 当社が故障等の状況を確認した結果、本機器の交換が不要と判断した場合、本機器を交換せず、設置工事の手直しまたは本機器や関連機器の設定調整のみをもって本サポートを提供することがあります。

第7条 本サポートの提供対象となる故障等

本サポートの提供対象となる故障等とは、本機器の自然故障（取扱説明書などの注意事項に従った正常な使用状態のもとで発生した故障）、ならびに盗難、焼失、水濡れ、その他偶然な事故による全損または一部の破損とします。

第8条 本サポートの提供対象とならない場合

次の各号に該当する場合、前条に定める「対象となる故障等」に該当する場合であっても、当社は本サポートを提供しません。

- ① 本機器の紛失であるとき
- ② お客様が第19条（反社会的勢力の排除）および第20条（禁止事項）に違反しているとき
- ③ お客様において過去に本規約への違反があり、申し出時においてなお当該違反が是正されていないとき
- ④ 過去に同一名義の申し出内容に虚偽申告があったと当社が判断したとき
- ⑤ 本機器の傷、汚れ、塗装の剥離等の外見上の問題のみであって、機器の性能に影響が生じていないとき
- ⑥ お客様の説明する故障等が、当社において確認できないとき
- ⑦ 故障等がお客様の故意または重過失によって生じたとき
- ⑧ 本機器の自然の消耗、変質、変色等であるとき
- ⑨ 本機器がお客様ご自身または当社指定の正規修理拠点以外の第三者により修理、加工、改造、設置、移設などされたことにより生じた故障等であるとき
- ⑩ 地震、噴火、津波その他の自然災害により生じた故障等であるとき
- ⑪ 戦争、暴動またはテロにより生じた故障等であるとき

第9条 提供条件

1. 本サポートの提供は、お客様が登録した本機器の設置場所に限ります。
2. お客様が本サポートの提供を申し出るときは、当社所定の方法によりあらかじめ予約が必要です。
3. 本サポートの提供に係る設置場所への訪問可能時間は、平日の午前10時から午後6時までとします。
4. 原則として、お客様は本サポートの提供時に立ち会うものとし、サポート終了時には、お客様と当社は両者立ち会いのもと本サポートの実施状況を確認するものとし、ます。
5. 当社は、本サポートの提供を当社の認定工事会社に請け負わせることがあります。

第10条 お客様情報の確認

当社は、交換用本機器の提供時に必要と判断した場合、各種確認書類（本人確認書類等）の写しの提出をお客様に求める場合があります、お客様はこれに応じるものとし、ます。

第11条 権利義務の譲渡禁止

1. お客様は、本サポートを受ける権利を、第三者に譲渡することができないものとし、ます。

ます。

2. 前項のほか、お客様は、当社の承諾を得なければ、本規約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させることはできないものとします。

第12条 お客様の地位の承継

相続または法人の合併もしくは分割により、お客様の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人もしくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、当社に届け出るものとします。

第13条 氏名等の変更の届出

1. お客様は、その商号、氏名、所在地、または請求先に変更があったときは、当社所定の変更申込書により、速やかに届け出るものとします。

2. 前項の変更があったにもかかわらずお客様からの届出がないときは、当社が届出を受けている商号、氏名、所在地または請求先への通知をもって、当社からの通知を適切に行ったものとみなします。

3. お客様から第1項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類等の提出を求めることがあり、お客様はこれに応じるものとします。

第14条 料金

1. 当社が提供する本サポートの料金（以下「月額料」といいます）は、月額料金とし、「別表（料金表）」に定めるところによります。なお、月額料は、利用開始日の属する月の翌月から本サポートの利用が終了した日の属する月の当月まで発生するものとし、利用開始日の属する月と本サポートの利用が終了した日の属する月が同一の月の場合、お客様は、1ヶ月分の月額料の支払いを要します。

2. 月額料は本機器の台数に応じて発生します。

3. 利用開始日または本サポートの利用が終了した日が月の中途であっても、月額料の日割りはしないものとします。

4. 当社は、変更実施日の3カ月前までにお客様に通知することにより、月額料の一部または全部を変更できるものとします。かかる月額料変更に同意いただけない場合、お客様は、当該月額料変更が実施される前に、第21条（お客様による解約）に基づいて本サポートを解約するものとします。なお、本項によりお客様が解約する場合、第5条第2項に定める違約金は支払いを要しないものとします。

5. 当社は、お客様との間で別段の合意がある場合を除き、受領した月額料について返金しないものとします。

第15条 月額料の支払

1. お客様は、月額料を、当社が定める期日までに、当社が指定する方法で支払うものとし、ます。ただし、当社が認めた場合に限り、支払方法を変更することができます。
2. お客様は、月額料について支払期日の到来する順序に従って支払うものとし、ます。
3. お客様が支払期日までに月額料を支払わない場合、当社はお客様に対して、支払期日の翌日から支払い完了まで年 14.5%の割合による遅延損害金を請求できるものとし、ます。

第16条 本サポートの一時停止

1. 当社は、本サポートの稼働状態を良好に保つためまたはその他やむを得ない事情により、本サポートの全部または一部の提供を一時停止することがあります。
2. 前項の場合、当社は、お客様に対し、事前に本サポートの提供を一時停止する旨およびその期間を通知します。ただし、緊急を要する場合にはこの限りではありません。
3. 本条に基づく本サポートの一時停止により生じた損害について、当社はその責任を負いません。

第17条 本サポート提供の終了

1. 当社は、本サポートの提供を終了することがあります。
2. 前項の規定により、本サポートの提供を終了する場合、当社は、その6ヶ月前までにお客様にその旨および終了日を通知するものとし、ます。
3. 当社は、前項にかかわらず、本サポートを継続的かつ安定的に提供することが困難になったと判断した場合は、6ヶ月を待たずに本サポートの提供を終了する場合があります。この場合、当社は、お客様にその旨および終了日を通知するものとし、ます。

第18条 個人情報の取扱

1. お客様は、本サポートの提供に不可欠な個人情報を当社に提供します。
2. お客様は、当社が本サポートの提供のため、本サポートの提供の過程において、お客様の個人情報を知り得てしまう場合があることについて、同意するものとし、ます。
3. 当社は、前項によりお客様から知り得た個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱います。
4. 当社は、本サポートの提供および本サポートに付随するサービス向上の目的で個人情報を利用します。また、お客様はこの利用目的に同意するものとし、ます。

第19条 反社会的勢力の排除

お客様は、本サポートの利用申し込み時点において、自らまたは自己の役員若しくは経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年

を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）に該当しないこと、および自らが以下の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明および保証し、以後、上記状態を維持することを誓約します。

- ① 反社会的勢力によってその経営を支配される関係
- ② 反社会的勢力がその経営を実質的に関与している関係
- ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を与えるなど、反社会的勢力を利用する関係
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
- ⑤ その他反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係

第20条 禁止事項

お客様は、次の各号に掲げる行為を行わないものとします。

- ① 本規約に違反する行為
- ② 当社または他のお客様の権利または利益を侵害する行為
- ③ 当社に対して虚偽の届出（故障等の申し出を含む）をする行為
- ④ 登録証、ID またはパスワードの第三者への譲渡または貸与
- ⑤ 他のお客様の ID およびパスワードを使用して本サポートにかかるウェブサイトにはアクセスする行為その他第三者になりすまして本サポートを利用する行為
- ⑥ 不十分な状況確認により故障等の誤認申し出を繰り返す行為
- ⑦ 事前連絡なく、予約した本サポートの提供日時に設置場所において立ち会わない行為
- ⑧ 当社による本サポートの提供を妨害する行為
- ⑨ 自らまたは第三者を利用した次の行為
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - オ その他前各号に準ずる行為

第21条 お客様による解約

1. お客様は、本サポートの解約を希望する場合、希望の解約月の前月末日までに、希望の解約月を当社に通知することにより、本サポートを解約することができます。
2. 最低利用期間を満たさない時期での解約の場合、お客様は、第5条第2項の規定に従い当社に対して違約金を支払うものとします。

第 22 条 当社による解約

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、お客様に通知した後、本サポートを解約することがあります。この場合、お客様は当社が被った損害を賠償するものとします。

- ① 月額料その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
- ② お客様が当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサポート等に係わる月額料その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
- ③ お客様が当社のお名譽もしくは信用を毀損したとき
- ④ お客様が当社に損害を与えたとき
- ⑤ 第 17 条（本サポート提供の終了）に定めるとき
- ⑥ お客様が第 19 条（反社会的勢力の排除）および第 20 条（禁止事項）に違反したとき
- ⑦ 前号の他、お客様が本規約に違反したとき
- ⑧ お客様について、財産状態の悪化や差し押さえ、破産等により継続して支払いができないと当社が判断したとき

第 23 条 当社の損害賠償責任

当社は、故意または重大な過失がある場合を除き、本サポートの利用に起因または関連してお客様が被った損害を賠償する責任を負いません。

第 24 条 お客様の損害賠償責任

お客様は、その責に帰すべき事由により本サポートの利用に起因または関連して当社または他のお客様その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

第 25 条 法令に定める事項

本サポートの提供または利用に関して、法令に強行規定がある事項については、その定めるところによります。

第 26 条 本規約の変更

当社は、本規約を、お客様の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合、当社は最新の規約の内容およびその効力発生時期を当社ホームページにて公表します。効力発生時期の到来後は変更後の規約によります。

第 27 条 通知

当社からお客様への通知は、お客様が本サポートの利用申込書に記載した電子メール

アドレスその他の連絡先に宛てて発し、その通知が通常到達すべきであったときに到達したものとみなします。

第 28 条 紛争の解決

1. 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、お客様と当社は誠意をもって協議し、できる限り円満解決するものとします。
2. お客様および当社は、本規約および本サービスの提供に関する一切の紛争について、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

2024 年 12 月 1 日制定

別表

料金表 (2024 年 12 月 1 日以降適用)

月額プラン

屋外用カメラ	660 円 (税込)	3 台目以降	440 円 (税込)
屋内用カメラ	220 円 (税込)		
録画機	880 円 (税込)		